

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年8月5日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第39号

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年飯塚市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
(研修旅費) 第24条 第16条第1項第3号に規定する福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費については、次に掲げるところによる。 (1) (略) (2) 研修期間中における宿泊費及び宿泊手当については、第11条及び第12条で規定する宿泊費及び宿泊手当に代え、研修期間の区分に応じて、次の表に定める旅費の範囲内で支給する。 <table><tr><th>研修期間</th><th>旅費</th></tr><tr><td>1泊2日</td><td><u>3,290円</u></td></tr><tr><td>2泊3日</td><td><u>5,810円</u></td></tr><tr><td>3泊4日</td><td><u>8,330円</u></td></tr><tr><td>4泊5日</td><td><u>10,850円</u></td></tr></table>	研修期間	旅費	1泊2日	<u>3,290円</u>	2泊3日	<u>5,810円</u>	3泊4日	<u>8,330円</u>	4泊5日	<u>10,850円</u>	(研修旅費) 第24条 第16条第1項第3号に規定する福岡県市町村職員研修所が行う研修を受ける場合の旅費については、次に掲げるところによる。 (1) (略) (2) 研修期間中における宿泊費及び宿泊手当については、第11条及び第12条で規定する宿泊費及び宿泊手当に代え、研修期間の区分に応じて、次の表に定める旅費の範囲内で支給する。 <table><tr><th>研修期間</th><th>旅費</th></tr><tr><td>1泊2日</td><td><u>3,140円</u></td></tr><tr><td>2泊3日</td><td><u>5,510円</u></td></tr><tr><td>3泊4日</td><td><u>7,880円</u></td></tr><tr><td>4泊5日</td><td><u>10,250円</u></td></tr></table>	研修期間	旅費	1泊2日	<u>3,140円</u>	2泊3日	<u>5,510円</u>	3泊4日	<u>7,880円</u>	4泊5日	<u>10,250円</u>
研修期間	旅費																				
1泊2日	<u>3,290円</u>																				
2泊3日	<u>5,810円</u>																				
3泊4日	<u>8,330円</u>																				
4泊5日	<u>10,850円</u>																				
研修期間	旅費																				
1泊2日	<u>3,140円</u>																				
2泊3日	<u>5,510円</u>																				
3泊4日	<u>7,880円</u>																				
4泊5日	<u>10,250円</u>																				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年8月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の飯塚市職員等旅費条例施行規則第25条第2号の規定は、令和8年8月16日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。